

# 大潟村物価高騰重点支援給付金 (7万円/1世帯)のご案内

受給には手続きが必要です

- この給付金は、国からの交付金「低所得世帯支援枠」の拡大により引き続き、物価高騰の影響を特に大きく受ける低所得世帯を支援するため、低所得世帯(住民税非課税世帯) **1世帯あたり**に**7万円**を追加で給付するものです。  
※前回の大潟村(価格)高騰重点支援給付金(3万円)とは、対象世帯の要件が一部異なります。
- この給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり**7万円**

## 支給対象・手続き方法

### 支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

※世帯全員が住民税が課税されている方の扶養を受けている場合は、受給できません。

令和5年1月1日以前から大潟村に住所があり  
基準日(令和5年12月1日)時点で  
大潟村に住民登録がある世帯  
世帯全員の令和5年度の  
**「住民税均等割が非課税」**の世帯

- 令和5年1月2日以降に転入した非課税世帯
- 課税内容の変更によって非課税となった世帯 など

大潟村から  
「支給要件確認書」が届きます  
(要返送)

扶養されている方は注意が必要です。  
必ず、確認してください。

**期日までに返送してください。**

**申請が必要です**

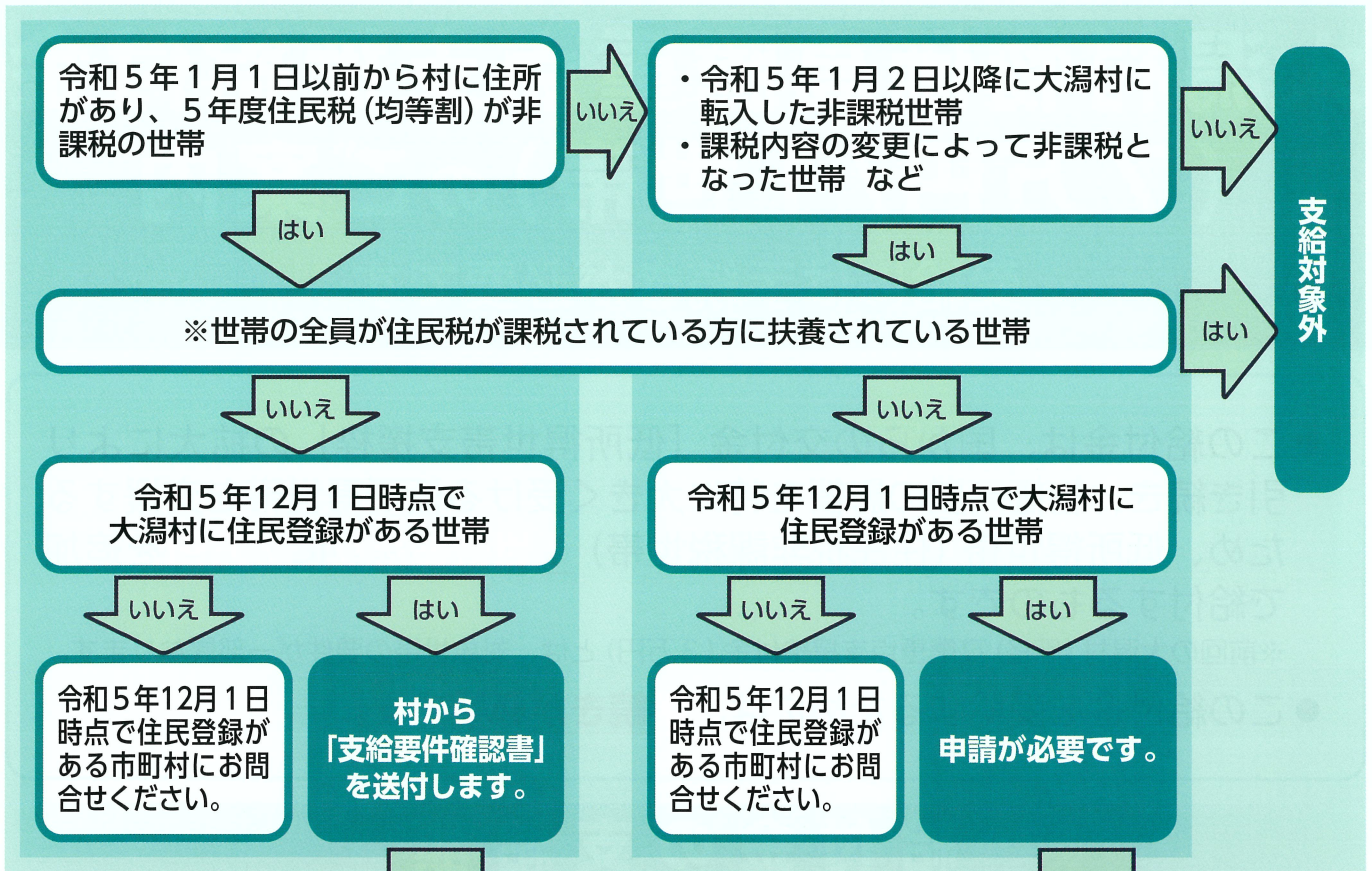


**申請期間** 令和6年2月1日(木)から  
令和6年3月22日(金)まで

【申請書記布先】 役場福祉保健課、ホームページ

支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き



内容を確認し、「支給要件確認書」へ  
**必要事項を記入して村に返送**してください。



## 確認事項

- 大潟村や他の市町村でこの給付金（7万円）を受け取っていないこと。
- 住民税が課税されている他の親族の扶養を受けている**方のみ**の世帯でないこと。（施設入所者や学生の方は親族へ確認のこと）
- 世帯の中に住民税が課税となる所得が未申告の方がいないこと。
- 世帯の中に租税条約に関する届出書を提出している方がいないこと。

申請書に必要書類（令和5年度の住民税非課税証明書など）を添付して、  
**令和6年2月1日(木)から  
令和6年3月22日(金)までに村に提出**してください。



確認や申告の内容が誤っていた場合、支給済みの給付金の返還を求められることがあります。意図的に虚偽の確認をした場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

**!** 「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

警察相談専用電話（#9110）

## お問い合わせ

大潟村役場  
福祉保健課 福祉班

「大潟村物価高騰重点支援給付金」事業担当

☎0185-45-2114

受付時間  
平日 8:30~17:15